## 特定生産緑地(大和市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

通	位置	生産緑地 地区番号	面積				
			生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地		申出基準日	備考
番				既に指定され	新たに指定		
号			(11 1 21)	ている区域	する区域		
	大和市中央六丁目地内	331	約 1,830 ㎡	0 m <sup>2</sup>	約 1,830 ㎡	令和5年12月24日	

「区域は指定図表示のとおり」

計 約 1,830 ㎡